

【Ⅲ法規】 表19 「消防法」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(平成31年1月1日)： 頁数は、「平成31年版 建築関係法令集 法令編（発行俵総合資格）」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度→ 問題番号⇒	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計 問	率 %	出題問題の傾向分析	
				無	23	24	23	21	21	21	19	21	21	25	27	29	24	25	25	25	26	25	25				
① 目次	807																										
法5条	809	使用禁止命令						5																	1	1.1	消防長又は消防署長は、防火対象物の位置・構造・設備・管理について消防活動上支障となる場合、関係者に改善を命じることができる。
法7条	810	建築許可の消防同意						2		2															2	2.3	防火地域又は準防火地域の一戸建住宅又は新築の建築物は、建築確認の際に消防長等の同意を得なければならない(指定確認検査機関も同じ)。
法8条	811	防火管理者		1				1				1	1												5	5.7	収容人員30人以上の飲食店・映画館は、防火管理者が必要である。1000㎡以上の小売店舗(百貨店を除く)は、防火管理者を定める。カラオケボックスと飲食店の合計収容人員30人以上の複合用途防火対象物は、防火管理者が必要である。
法8条の2	811	消防計画の作成										1									2				2	2.3	3階以上収容人員30人以上の飲食店は、消防長等指定のものとの消防計画の作成等防火管理上必要な業務を協議して定める。
法10条	815	危険物の貯蔵と制限							5	3															2	2.3	指定数量以上の危険物は、原則として貯蔵所以外で取り扱ってはならない。危険物製造所は、文化財保護法の機影となる重要文化財等がある場所から50m以上の距離を保つ。
② 令目次	828																										
令5条の6	833	住宅用防災機器											4												1	1.1	住宅用防災警報器とは、住宅の火災発生を未然に又は早期に感知し報知する警報器である。
令5条の7	833	住宅用防災機器の設置												5											1	1.1	住宅用防災警報器の設置等の基準では、就寝居室や屋内階段等に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置する。
令7条	834	消防用設備の種類				2			4							1									3	3.4	非常用昇降機は、消火の用に供する設備に含まれない。乾燥砂・膨張ひる石は、簡易消火用具に含まれる。
令8条	835	通則(別の防火対象物)														4			2			4			3	3.4	開口部のない耐火構造の壁・床で区画されたものは、それぞれ別の防火対象物とみなす(耐火構造でない場合は該当しない)。
令10条	835	消火器具																		1					1	1.1	スプリンクラー設備を設置した場合は、消火器具の設置個数を減少できる。飲食店は、150㎡以上に消火器又は簡易消火用具を設置しなければならない(120㎡なら不要)。
令11条	836	屋内消火栓		2	1				3	4	2	2	2	2	1	2	2	1	4			1	1	1	16	18.2	屋内消火栓の設置は、一般と無窓・地階・4階以上の2種類で設置面積が異なり、更に設置面積は耐火のみ又は準耐火と難燃材料で2倍となり、耐火と難燃材料で3倍の面積となる。準耐火建築物で、かつ室内の仕上げを難燃材料とした1,500㎡、地上2階建ての旅館は、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
令12条	838	スプリンクラー		5	4				1	5			3	1	3	4		2				2			10	11.4	スプリンクラー設備の設置は、一般と無窓・地階と4階～10階と11階以上の4種類で設置面積が異なる。
令19条	843	屋外消火栓													4							2			2	2.3	屋外消火栓の設置は、1階と2階の床面積が耐火構造9000㎡以上、準耐火構造6000㎡以上、その他3000㎡以上なら設置が必要である。美術館で、所定のスプリンクラー設備を設置したものは、屋外消火栓設備を設置しないことができる。
令21条	845	自動火災報知		3	3				2		3	5		3					3			3	2	9	9	10.2	自動火災報知機は、各用途の設置必要面積以上となった場合に設置が必要である。テレビスタジオは、500㎡以上で自動火災報知設備の設置が必要であり、ハロゲン化物消火設備を設置は設置除外とならない。
令21条の2	846	ガス漏れ火災警報									5	4		4		1					4				5	5.7	ガス漏れ火災警報は、一般と地階の2種類で設置面積が異なり、各用途の設置必要面積以上となった場合に設置が必要である。劇場及び飲食店の複合用途の地階1000㎡未満は、ガス漏れ火災警報を設置しなくてよい。
令25条	848	避難器具									4						3					4	3	4	4	4.5	病院・特別支援学校は、収容人員20人以上で避難器具を設置する。
令26条	849	誘導灯および誘導標識		4																3					2	2.3	避難口誘導灯は、緑色の灯火とし避難口に避難上有効なものとなるように設置する。図書館は、避難口誘導灯を設置しなくてよい(地階、無窓階、11階以上は必要)。
令27条	850	消防用水						4													2				2	2.3	消防用水は、別表第1の適用用途で建築面積が2万㎡以上であり、かつ床面積が耐火建築物1.5万㎡以上、準耐火建築物1万㎡以上、その他5000㎡以上のものと、高さ31mを超えかつ延べ面積2.5万㎡以上に適用する。
令28条	851	排煙						3				3										3			3	3.4	排煙設備は、地下街1000㎡以上舞台部500㎡以上地階又は無窓で1000㎡以上の場合に設置が必要である。
令29条	852	連結送水管						3				3										3	4	4	4	4.5	地階を除く階数が5以上の別表1の建築物で6,000㎡以上のものは、連結送水管を設置しなければならない。
令34条の4	855	防火対象物の範囲				5	1~5					1						4		1		3			10	11.4	特定防火対象物は、別表第1の(1)(2)(3)(4)(5)(6)(9)(16の3)である(ここにマーカーすると一目瞭然となる)。特定防火対象物(幼稚園)は、消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行又は適用の際、現に存する規定に適合しない場合、当該規定に適合させなければならない。
③ 別表1	858																										消防法の別表第1は、各種設備と用途との関係が一覧表で分かるので、この表での確認は重要である。
		合計																							88	100.0	

注)表中の**数字**は選択肢問題の番号(代表1法文)、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左**①、②、③**は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。